

令和3年9月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	56	49	54	64	60	61							344
問い合わせ	3	7	4	3	5	4							26
要望	0	0	0	0	0	0							0
計	59	56	58	67	65	65	0	0	0	0	0	0	370
(前年度計)	(79)	(93)	(76)	(77)	(69)	(58)	(71)	(85)	(69)	(75)	(72)	(70)	(894)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	6	2	4	5	3	7							27
(前年度)	(10)	(4)	(3)	(2)	(4)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(2)	(5)	(38)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	0	1	1	1	2	3							8
20歳代	6	2	9	7	8	3							35
30歳代	9	8	9	10	8	8							52
40歳代	15	7	9	6	12	8							57
50歳代	9	7	10	6	8	8							48
60歳代	7	6	5	13	8	10							49
70歳以上	12	19	13	20	16	23							103
その他・不明	1	6	2	4	3	2							18
計	59	56	58	67	65	65	0	0	0	0	0	0	370

今月の相談事例

介護を受けている独居の高齢の叔母に不動産会社から「自宅マンションの有利な話がある」と電話があり訪問を受けた。「自宅マンションを買取る、売却後も家賃7万円で1年住み続けられ、管理費や固定資産税もかからない」と長時間勧誘され契約した。クーリングオフしたい。

センターからのアドバイス

消費者が不動産業者に売却した場合、クーリングオフはできません。解約するには手付金倍返しか、契約条項に基づく違約金が必要になります。また賃貸契約終了後の住居問題が発生する等良い話だけではありません。高齢者の今後の生活に支障をきたすおそれがあるので、住宅売却等の資産に関する契約は慎重に。